

大通達甲（警務）第13号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察子育て参画推進要綱の改正について（通達）

職員の子育て参画の推進については、大分県特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」に基づき、「大分県警察子育て参画推進要綱の改正について」（令和3年4月30日付け大通達甲（警務）第22号）により実施しているところであるが、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正等により、育児休業の取得回数や育児参加休暇の取得可能期間が拡大されるなど、育児休業等を取得しやすい環境が整備されたことから、別添のとおり「大分県警察子育て参画推進要綱」を改正し、令和5年4月1日から運用することとしたので、職員に周知し、更なる取組の推進を図らねたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（警務課働き方改革係）

別添

大分県警察子育て参画推進要綱

1 目的

この要綱は、大分県特定事業主行動計画「職員みんなで支え合う育児のためのプログラム」（以下「育児プログラム」という。）に基づき、職員が子育て参画しやすい職場環境づくり及び職員の意識改革を図り、もって大分県警察における職員の子育て参画を推進することを目的とする。

2 推進期間

令和5年度から令和6年度までの間（育児プログラムの計画期間にあつては、令和2年度から令和6年度までの間）

3 推進目標

(1) 育児休業等取得率

令和6年度中の取得率を100パーセントとする。

なお、男性職員の取得率の計算に当たっては、育児休業を取得した職員のほか、次のいずれかの休暇等の制度を利用した職員を含むものとする。

ア 育児参加休暇（5日間の完全取得に限る。）

イ 出産補助休暇（3日間の完全取得に限る。）

ウ 部分休業

エ 育児短時間勤務

(2) 男性職員の育児休業の取得率

大分県女性職員活躍推進行動計画（後期計画）に合わせ、令和7年度中の取得率を100パーセントとするが、推進期間内における早期の達成を目指すものとする。

(3) 年次有給休暇の年間取得日数

令和6年中の取得日数を職員一人当たり15日とする。

4 職場環境づくり及び職員の意識改革

(1) 所属長及び幹部職員（以下「所属長等」という。）は、子育て参画しやすい職場環境づくり及び職員の意識改革を図るため、次の取組を推進するものとする。

ア 制度の周知及び支援体制の確立

子育て中の職員（中学生以下の子（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。）を養育中の職員をいう。以下同じ。）に対し、育児に関する制度の利用を促進するとともに、代替職員の確保、業務分担の見直し等、職場全体で子育て中の職員を支援できる体制や雰囲気づくりに努めること。

イ 職場全体での取組の推進

子育て参画の推進について、職員への周知徹底を図るとともに、職員の意識改革、男性職員の子育て参画の促進、妊娠中の女性職員や子育て中の職員への配慮等、職場全体での取組の推進を図ること。

ウ 職員への支援

子育て中の職員を把握し、子育て参画のための休暇等を取得するよう働き掛けること。また、日頃から職員に対して積極的に声掛けを行うなど、コミュニケーション

ンを図り、職員一人一人のニーズに応じた支援を行うこと。

エ 職員の負担軽減

子育て中の職員が子育て参画のための休暇等を取得する場合に、他の職員に過度の負担が掛からないよう人事配置の見直しや代替職員の確保等、必要な措置を講ずること。

オ 休暇等を取得しやすい職場環境の構築

子育て中の職員が子育て参画のための休暇等を積極的に取得できるよう、業務の効率化、部下職員の意識改革等を図ること。

- (2) 職員は、自らの業務の進め方について常に見直しを行うことにより、業務を効率的に進め、ワーク・ライフ・バランスを実現するための働きやすい職場環境づくりに努めること。

5 男性職員の子育て参画のための休暇等の取得促進

- (1) 所属長等は、日頃から職員が相談しやすい雰囲気醸成に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮しつつ、適切な機会や手段を通じて、配偶者が出産予定の男性職員の早期把握に努めること。

- (2) 対象職員（配偶者が出産予定の男性職員及び配偶者が出産した男性職員をいう。以下同じ。）は、男性職員の子育て参画休暇等取得状況表（第1号様式。以下「取得状況表」という。）を作成し、以後、子育て参画休暇等（育児参加休暇、出産補助休暇、育児休業、部分休業及び育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の取得状況を記載し、自ら子育て参画休暇等の取得状況を把握するとともに、翌月5日までに所属長に提出すること。

- (3) 所属長は、男性職員の子育て参画休暇等の取得状況等について、(2)により提出された取得状況表を添付した男性職員の子育て参画休暇等取得状況管理表(第2号様式)により、翌月10日までに警務部警務課長に報告すること。

- (4) 所属長等は、対象職員に対して、5日間の育児参加休暇及び3日間の出産補助休暇を完全取得できるよう働き掛けること。

なお、業務の都合等により、両方の休暇を完全取得できない場合であっても、いずれかの休暇を完全取得できるよう配慮すること。

- (5) 所属長等は、対象職員に対して、育児休業の制度について説明するとともに、本人、配偶者等の意向を尊重した上で、その取得を積極的に働き掛けること。

また、対象職員が育児休業の取得を希望する場合は、業務分担の見直し等による職場環境の整備を図り、育児休業を取得することに対する不安や抵抗感の軽減に努めること。

- (6) 子育て参画休暇（育児参加休暇及び出産補助休暇をいう。以下同じ。）及び育児休業の取得対象となる男性職員は、日頃から積極的に子育て等に参画するとともに、業務を効率的に進めながら、計画的に子育て参画休暇を取得するほか、必要により育児休業を取得するなど、各種子育て支援制度を活用すること。

6 子育て中の職員に係る休暇等の取得促進

- (1) 所属長等は、子育て中の職員に対して、子の学校等の行事に係る年次有給休暇や子

の看護休暇等の特別休暇を積極的に取得するよう配慮すること。

- (2) 所属長等は、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）第5章の規定による私的な理由による勤務時間の割振り、同規程第7章の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等の子育て中の職員が利用できる制度の周知を図るとともに、子育て中の職員が当該制度を利用しやすい環境整備に努めること。

7 時間外勤務の縮減

所属長等は、業務の合理化・効率化・平準化に向けた取組を一層推進するとともに、自らが率先して定時に退庁するなどして、子育て中の職員が時間外勤務をせずに帰宅できる環境づくりに努めること。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。